

伊丹市発注工事の成績評定要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注業者の適正な選定及び指導育成並びに工事の品質向上を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、本市が発注する全ての請負工事とし、次の区分により評定する。ただし、契約・検査課以外において締結した請負契約に係る工事及び別表1に掲げる工事については評定を省略することができる。

当初契約金額が 1,000 万円以上の工事及び契約・検査課長が特に必要と認める工事 契約・検査課

上記以外の工事 工事所管課

(評定の内容)

第3条 評定は次各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 工事の施工体制、施工状況及び工事目的物の品質等の評価
- (2) 工事特性の評価
- (3) 創意工夫の評価
- (4) 社会性等の評価

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、「伊丹市工事監督要領」第2条第2号及び第3号に規定する総括監督員及び主任監督員（以下「総括監督員等」という。）及び検査員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、工事ごとにかつ評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査後に工事の手直しがあったときは、手直し前の状態をもって行うものとする。

3 評定は、「伊丹市が発注する工事の検査事務取扱要領」（以下「検査事務取扱要領」という。）第3条の検査実施の区分に応じ、それぞれ別に定める工事成績評定表（以下「評定表」という。）に基づき行うものとする。

(評定の時期)

第6条 評定者は、完成検査の終了後、直ちに評定を行うものとする。

(工事成績の判定)

第7条 工事成績の判定は、第5条の評定の方法による評定点合計をもって、次の基準により判定するものとする。

	判 定	工事成績評定点
A	優れている	100.0～85.0点
B	やや優れている	84.9～75.0点
C	普通である	74.9～65.0点
D	やや劣る	64.9～55.0点
E	劣る	54.9点以下

第2章 契約・検査課の検査対象工事の評定

(評定の報告)

第8条 検査事務取扱要領第3条第1項に該当する工事の完成検査が終了したときは、総括監督員等が工事成績の評定を行い、遅滞なく契約・検査課の検査員に評定結果を報告するものとする。

2 検査員は、前項の規定に基づき総括監督員等より評定結果の提出を受けたときは遅滞なく評定を行い、評定結果を契約・検査課長に報告しなければならない。

3 契約・検査課長は、前項の規定により報告を受けた当該評定表を総務部長まで報告しなければならない。

4 総務部長は前項の規定により報告を受けたときは、遅滞なく工事所管部長に工事成績評定報告書(様式第1号)により評定結果を報告しなければならない。

(評定の結果の通知および公表)

第9条 市長は、評定が完了した場合は、当該工事の受注者に対して評定の結果を別に定めるところにより通知し、あわせて公表するものとする。

(評定の修正)

第10条 市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められるときは修正しなければならない。

2 前項の規定により修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

第3章 工事所管課の検査対象工事の評定

(契約・検査課の検査対象工事の評定規定を準用)

第11条 検査事務取扱要領第3条第2項に該当する工事の評定については、第8条第1項から第3項の規定を準用する。この場合において、第8条第1項及び第2項中「契約・検査課」とあるのは、「工事所管課の課長」と、同条第3項中「総務部長」とあるのは「工事所管部長」と読み替えるものとする。

(評定書の提出)

第12条 工事所管課の課長は、評定結果を所管部長まで回議した後、遅滞なく契約・検査課長に提出するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行し、公表については同日以降公告分から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

評定を省略することができる工事

1	予定価格が200万円以下の工事
2	単価契約による工事
3	施設の維持管理を目的とした工事で、役務の提供が主たる目的のもの
4	災害時における緊急の工事
5	施設や構造物の解体を目的とした工事で出来形の評価ができないもの
6	受注者の特許による工事
7	以上のほか契約・検査課長（工事所管課において評定する場合は工事所管課長）が評定の必要がないと認める工事

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（工事所管部長）

部長 様

総務部長

工 事 成 績 評 定 報 告 書

下記工事の成績評定の結果を報告いたします。

記

1. 工 事 名

2. 受 注 者 名

3. 評 定 点 点 別紙評定表のとおり

4. 評 定 区 分

A:	100.0～85.0点	（優れている）
B:	84.9～75.0点	（やや優れている）
C:	74.9～65.0点	（普通である）
D:	64.9～55.0点	（やや劣る）
E:	54.9点以下	（劣る）

様式第1号（第8条関係）

部長					検査員

年 月 日

（工事所管部長）

部長 様

総務部長

工 事 成 績 評 定 報 告 書

下記工事の成績評定の結果を報告いたします。

記

1. 工 事 名

2. 受 注 者 名

3. 評 定 点 点 別紙評定表のとおり

4. 評 定 区 分

- A: 100.0～85.0点 (優れている)
- B: 84.9～75.0点 (やや優れている)
- C: 74.9～65.0点 (普通である)
- D: 64.9～55.0点 (やや劣る)
- E: 54.9点以下 (劣る)